

福島県企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県企業局が発注する庁舎等維持管理業務（「競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件」（平成15年7月29日福島県告示第783号）（以下「告示」という。）の第四に掲げる業務をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「規程」という。）第231条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、対象業務とは、条件付一般競争入札により入札を行う庁舎等維持管理業務をいう。

2 この要領において、業務執行権者とは、対象業務を所掌する本庁の課長又はいわき事業所長（以下「事業所長」という。）をいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、企業局が発注する庁舎等維持管理業務（以下「業務」という。）のうち原則として予定価格が100万円を超えるものとする。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）により実施される庁舎等維持管理業務及び随意契約により契約を締結する庁舎等維持管理業務は除くものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 福島県庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成15年7月29日制定。）第7条に規定する庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
 - (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年7月31日施行。）第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- 2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関する事。
- (2) 企業の対象業務の実績に関する事。
- (3) 企業の同規模業務の実績に関する事。
- (4) 配置予定技術者の資格等に関する事。
- (5) その他必要な事項

(入札参加資格の審議)

第5条 業務執行権者は、企業局庁舎等維持管理業務の委託契約に係る入札参加者の資格審査等に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条に基づき入札参加資格を設定し、条件付一般競争入札参加資格条件設定調書（様式第1号）（以下「条件設定調書」という。）により要綱第6条第1項で定める庁舎等維持管理業務企業局入札参加条件等審査委員会又は庁舎等維持管理業務事業所入札参加条件等審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札の公告等)

第6条 業務執行権者は、次に掲げる事項について、福島県公式ホームページに掲載する方法及び当該発注機関における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
 - (2) 契約条項を示す場所及び期間
 - (3) 入札に参加する者に必要な資格
 - (4) 入札書等の提出方法
 - (5) 入札執行の場所及び日時
 - (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (7) 準備契約方式による入札の場合は、当該契約に係る予算が可決され、予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる旨
 - (8) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
 - (9) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (10) その他必要な事項
- 2 公告は、公告した日から入札の日まで行うものとし、その期間は原則として11日（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

(設計図書等の周知)

第7条 業務執行権者は、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

- 2 前項に規定する周知の期間は、入札日の前日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）（以下「質問書」という。）により受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間（休日を除く。）とするものとする。

4 業務執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第3号）を福島県公式ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

5 前項の回答書は、設計図書等と同様の方法により周知するものとする。

（現場説明）

第8条 現場説明会は、行わないものとする。

（入札保証金）

第9条 入札保証金の納付は、規程第197条第1項第4号の規定により免除するものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

（入札の執行等）

第10条 条件付一般競争入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札は公開とする。

3 業務執行権者は、入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。

4 各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

5 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、業務執行権者は当該入札を打ち切ることができる。

6 第5項の入札には、第11条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

（入札書の無効等）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (3) 入札書に記名押印がない入札書
- (4) 入札金額を訂正している入札書
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札書
- (6) 明らかに不正によると認められる入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札参加資格の事後審査)

第12条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

(落札者候補者)

第13条 業務執行権者は、入札書に記載された事項を基に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第4号)(以下「一覧表」という。)を作成のうえ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者から第2順位までの入札参加者(第10条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。)を落札者候補として決定し、入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

- 2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者の順位を決定するものとする。
- 3 業務執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかなる者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

(落札決定の保留)

第14条 業務執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(落札者の決定)

第15条 業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

- 2 業務執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。
- 3 業務執行権者は、落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表に記入しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成21年3月1日から施行し、同日以後に起工する庁舎等維持管理業務について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月30日から施行し、同日以後に起工する庁舎等維持管理業務について適用する。